

国家戦略特区の運営について

令和 2 年 12 月 21 日

秋 山 咲 恵

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

1、特区の規制改革の全国展開

○国家戦略特区は、「規制改革の突破口」であり、全国展開が制度の本旨である。特区で規制改革を実現し、特段の問題がなければ全国展開が原則である。

<国家戦略特区制度の流れ>

- 1) まず特区限定でスピーディに規制の特例措置を実現
- 2) 特例措置の実施状況は、国家戦略特区法に基づき評価
(年度ごとに区域会議が評価し、総理大臣に報告)
- 3) 適切に効果を発揮し、弊害の問題がなければ、速やかに全国展開

(参考)「国家戦略特区基本方針」：「規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。」

○しかし、平成 25 年の制度創設以来、全国展開に至った特例措置はいまだ 10 件に達しておらず、全国展開されていない特例措置は実現後 1 年以上経過したものに限っても 30 件以上残されている。

○前回の特区諮問会議で、規制改革推進会議と連携して全国展開を強力に推進すべきことを議論した。しかし、その後、実質的な成果はほとんどない。

○内閣府の特区事務局は、規制官庁に単に同調するのではなく、国家戦略特区の立ち上げ時期の事務局のように、規制改革の推進役として自覚と責任を持って、特区制度の運用に務めるべきである。

2、農業分野の規制改革について

○農業分野の「企業の農地所有」や「農業委員会」の特例措置は、特区諮問会議において十分な成果が確認されており、全国展開を進めるべき段階である。

○「企業の農地所有」に関しては、従来の措置（養父市限定で5年間）の継続に向けて政務間の協議など努力が重ねられていることに敬意を表する一方、「養父市限定」にとどめず、さらに全国展開に向けた協議を早急に進めていただくようお願いしたい。

この段階で、養父市限定を続ける事は、国家戦略特区制度の原則に背くことである。

（本来、規制改革の利益は、国民全体に広く享受されるべきであり、一つの自治体だけに特別に利益が与えられる状態は好ましくない。こうした状態があらぬ誤解を招くことは経験済みである。）

○ところが、農林水産省は、与党の反対を理由として、改めて規制改革の必要性に立ち返って議論をやり直すよう求めている。これは、国会で定められた法制度を無視する姿勢といわざるを得ない。

○農林水産省に限らず、規制所管省全般に対し、法制度に従った行政運営を行うよう、改めて徹底をお願いしたい。

○また、農林水産省は、規制改革推進会議・農林水産WGにおいて（農業委員会の特例に関して）「特区の特例措置は活用されておらず、全国展開すべきではない」と、事実と異なる説明も行ってもいる。官僚がこうした虚偽説明を政府会議や与党議員に対して行い、政策決定を歪めることは、あってはならないことである。

併せて政府内での徹底をお願いしたい。

3、スーパーシティについて

○スーパーシティの公募がスタートするが、ここからが肝要であり、未来のデジタル社会の先行モデルを具現化できるよう、特区ワーキンググループおよび内閣府で、さらに情報提供やサポートを強化すべきである。

農水省の説明

- ◆農業委員会の特例は、平成28年改正農業委員会法施行後は、特区適用は行われていない。全て新しい制度で頑張るということで現場で尽力。
- ◆国家戦略特区10区域=約300市町村のうち、適用は3市のみ。
→全国展開すれば、改正法の趣旨を没却。

1. 農業委員会制度の見直し
1-(1) 農業委員会法改正の概要

令和2年11月30日規制改革推進会議・農林水産WGでの農林水産省説明資料

- 平成28年に施行された改正農業委員会法において、農業委員会の業務として、①農地法等の法令業務に加え、②農地利用の最適化業務（担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）が必須化
- これに伴い、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱する仕組みを創設。平成30年度末までに約1万8千人の推進委員が委嘱され、令和元年度から2期目がスタート
併せて、担い手の意向を反映した農業委員会の運営となるよう、農業委員の選出方法を選挙制から市町村長の任命制に変更し、原則として農業委員の過半を認定農業者が占めるようにしたところ
- これらの業務や体制の見直しは、平成25年の国家戦略特区法の狙いを踏まえて行われたところであり、**改正農業委員会法の施行後は、特区適用は行われていない**

農業委員会の業務

- 【必須業務】
 - ① 農地法等の法令業務
 - ・農地の権利移動の許可
 - ・農地転用案件への意見真申 等
 - ② 最適化業務
 - ・担い手へ農地の利用集積
 - ・遊休農地の解消
 - ・新規参入の促進

新たに必須化

【任意業務】

- ③ 法人化その他の農業経営の合理化
- ④ 農業に関する調査及び情報提供

農業委員の任命要件

- 過半を原則として認定農業者
- 農業者以外の中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上 等

農業委員会と市町村の事務分担特例
(国家戦略特区法第19条(平成25年施行))

- 市町村長と農業委員会が、農業委員会の農地の権利移動の許可事務を市町村が分担することに合意した場合に、市町村が当該許可事務を行うことができる特例
- 農業委員会が、農地の斡旋、遊休農地の解消等に注力するという趣旨

＜特例適用市町村＞
養父市(平成26年)、新潟市(平成27年)、常滑市(平成27年)

	新制度1期目		新制度2期目	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
委員会数	287	1,187	229	287

※ 農林水産省及び全国農業会議所調べ
※ 農業委員の任期は3年間。任期が満了した委員会から順次新制度へ移行

実際の運用状況

◆農業委員会の特例は、平成28年以降も継続して活用されており、毎年度の評価で十分な成果を確認済み。

(令和元年度評価)

- ・農地への権利設定・移転に係る申請から許可までの事務処理期間の大幅な短縮の達成
- ・農地の流動化に寄与

◆3区域での活用は十分以上。（国家戦略特区は、全ての特区で一齊に同じ特例活用を想定した制度ではない。農業に重点的に取り組むこととされている区域は養父市・新潟市）

→全国展開すべき段階。

○養父市の実績

- ・延べ処理件数は合計306件、農地面積40ha
- ・事務処理期間が11.7日短縮

(実績)

- ・申請から許可までの事務処理期間が18.3日から6.6日となり、11.7日短縮した。
- ・処理件数、対象となった農地面積は平成30年度と同程度のベースを保っている。
- ・延べ処理件数は合計306件、農地面積40haで、全農地に占める活用された農地面積の割合は、約2.6%となった。

養父市

項目	年度					
	26	27	28	29	30	令和元
処理件数	19件	64件	48件	71件	53件	51件
農地面積	3.9ha	9.5ha	5.7ha	7.6ha	7.0ha	6.3ha

○新潟市の実績

- ・延べ処理件数は合計946件、農地面積354ha
- ・事務処理期間が19.6日短縮

(実績)

- ・申請から許可までの事務処理期間を22.9日から3.3日に19.6日短縮した。
- ・毎年度一定件数の農地の権利移転に関する許可事務の処理を行っており、206件の処理を行った。

新潟市

項目	年度					
	26	27	28	29	30	令和元
処理件数	—	14件	237件	244件	245件	206件
農地面積	—	6ha	87ha	78ha	95ha	88ha

○愛知県の実績

- ・延べ処理件数は合計152件、農地面積27.2ha
- ・事務処理期間が5日短縮

(実績)

- ・申請から許可までの事務処理期間を5日短縮した。
- ・延べ処理件数は合計152件、農地面積27.2haで、全農地に占める活用された農地面積の割合は、約2%にあたる。

愛知県（常滑市）

項目	年度				
	27	28	29	30	令和元
処理件数	35件	30件	32件	26件	29件
対象となった農地面積	3.8ha	4.7ha	8.6ha	5.5ha	4.6ha

農業委員会と市町村の事務分担

(国家戦略特別区域法 第19条)

参考

規制改革の内容

特例措置前

農地の権利移転に関する許可事務については農業委員会に制限され、処理に時間を要している



特例措置

市町村と農業委員会の合意に基づき、農地の権利移転に関する許可事務を市町村に移管



効果

- ・地域の農地の流動化が円滑に進展
- ・農地の権利移転に関する事務処理期間が大幅に短縮

規制改革の概要

農業委員会



農地の権利移転に関する許可事務

市町村



«事務処理期間の短縮»



許可事務の
スピードアップ

農業委員会が農地のあっせん、遊休農地の解消等に注力し、農地の流動化が円滑に進む

«新たな担い手の確保»



«耕作放棄地の解消»

